

報告 福 1

全 員 協 議 会 資 料
令 和 6 年 (2 0 2 4) 6 月 7 日
健 康 福 祉 部 保 険 年 金 課

国民健康保険料の遡及賦課誤りについて

1. 概要

平成 2 7 年の国民健康保険法の改正により、平成 2 7 年度以降の国民健康保険料については賦課決定の期間制限として、「保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以後においては、することができない」とされました。

このたび、島根県からこの制度運用の確認について通知を受け、平成 2 7 年度以降の賦課決定について確認したところ、賦課決定ができる期間経過後において、遡って国民健康保険料を増額又は減額の決定をしていたことが判明したものです。

<例>

平成27年度の最初の納期の翌日

国保加入届出日

	←平成27年4月1日	← 平成27年8月1日	←平成28年4月1日	←平成29年4月1日	← 平成29年10月1日
①	平成27年度:賦課決定ができない		平成28・29年度:賦課決定ができる		
②	平成27年度:賦課決定ができる		平成28・29年度:賦課決定ができる		
	←平成27年4月1日	← 平成27年8月1日	←平成28年4月1日	←平成29年4月1日	← 平成29年6月1日
①平成29年10月1日に国保加入の届出を行い、平成27年4月1日に遡及して国保へ加入した。届出日(平成29年10月1日)が最初の納期の翌日(平成27年8月1日)から起算して2年を経過しているため、平成27年度の賦課決定はできない。 ②平成29年6月1日に国保加入の届出を行い、平成27年4月1日に遡及して国保へ加入した。届出日(平成29年6月1日)が最初の納期の翌日(平成27年8月1日)から起算して2年を経過していないため、平成27年度の賦課決定はできる。					

2. 対象の賦課誤り

(1)平成 2 9 年度に遡及賦課した平成 2 7 年度分

(2)平成 3 0 年度に遡及賦課した平成 2 8 年度分

※令和元年度以降に同様の賦課誤りはありません。

3. 賦課誤りの対象者数及び金額

(1)増額更正による過大徴収	1 4 人	6 9 1 , 5 0 5 円
※過大徴収額の還付加算金相当額 (見込)		3 6 , 8 0 0 円
(2)減額更正による過大還付	1 5 人	7 4 1 , 1 8 4 円

4. 今後の対応

- (1) 過大徴収した方には、過大徴収額に還付加算金を加え、速やかに返還手続きを行います。
- (2) 過大還付した方には、賦課決定ができる期間（２年）を過ぎているため、保険料の返還は求めません。

5. 再発防止策

- (1) 制度の正しい理解

制度改正時において、改正点を正確に把握し、職員間の連携を強化します。

- (2) チェック体制の強化

遡及賦課が生じる場合、システムによるチェック機能の強化と、複数の職員によるチェックを徹底します。